



平成15年(ワ)第7583号
損害賠償請求事件

原告 戸田久和
被告 門真市

被告準備書面 6

大阪地方裁判所

第7民事部 合議3C係 御中

上記当事者間の御庁・表記事件について、被告門真市は下記のとおり陳述する。

平成16年2月12日

被告門真市訴訟代理人 弁護士 安田 孝
同 弁護士 上野 富司

記

- 1 原告は、本件の公益法人12団体（後に2団体を追加）の役員の住所・氏名の被告門真市の不開示決定について、本件損害賠償請求事件起こしているが、その公文書開示請求書の目的欄に「暗黒錯乱行政の実態調査」と記載していることを、被告は、権利濫用であるとして問題としているところである。
- 2 ところが、原告は、つい最近、平成16年1月29日付けで被告に対する情報公開請求をしたが、請求書の請求の目的欄に相変わらず「暗

黒錯乱行政の実態調査」と記載したのみならず、公文書の件名又は内容覽に「2004年1月28日に「合併反対！門真市民の会」が市長あてに提出した「申し入れ」と「合併反対！」、氏名公表、市民のリスト」と記載して公文書の開示請求を行っている。

その時点では、原告は既に自己のホームページ上で開示を求める文書の内容そのものを公開しているのである(乙第14号証の1及び2)。

これによると、「合併反対！門真市民の会」なる団体の共同代表として、3名の氏名が記載されており、そのトップが原告である「戸田ひさよし」、団体の住所は原告の事務所の所在地、合併反対氏名公表者リストの北巢本町の欄に「戸田ひさよし(門真市議)」となっているところ、このような、記載から判断すれば、当該団体には原告が大きく関与していると考えられる上、つまり、開示を求める文書の内容は当然に原告が詳細に把握し知っているにもかかわらず(自己のホームページ上に掲載しているのであるから、これは当然のことである。)、被告に開示を求めてきているのである。1月28日に自ら提出した文書の開示を翌1月29日に重ねて被告に求めるというのは、請求の目的として本件条例に基づく情報公開制度の趣旨に反し、条例4条に該当する請求者の責務違反であり、請求権の濫用と言わなければならない。

本件の開示請求及びこれに対する提訴後に、敢えて被告に対しこのような情報公開請求に及んでいるのが、原告の行為である事を貴裁判所におかれても是非ご認識頂きたいものと考えます。

以 上